

杉並区と売却先との間で、

宿泊施設の区民優遇等の協定を締結

3月20日、杉並区は神奈川県湯河原町に保有していた区の民営化宿泊施設・湯の里「杉菜」の売却先である株式会社フォレストとの間で、杉並区民の優先枠や割引料金などを盛り込んだ協定を締結しました。

湯の里「杉菜」は、昭和37年、「湯河原すぎなみ荘」として開設され、以来、区民に安価で保養の機会を提供してきました。その後、昭和59年に改築し、現在の客室27室、最大収容人員124名の施設として、多くの区民に親しまれてきました。

平成14年度より、施設運営の効率化と区民サービスの向上を目的に、区の直営から民間事業者による運営方式に変更しました。

一方、平成23年度に行われた事務事業等の外部評価(杉並版「事業仕分け」)において、「今後の施設の老朽化による大規模修繕を考えると、施設を維持していくべきか廃止を含めた抜本の見直しを図っていくべきである。」との評価を受け、庁内での検討を経て、売却の方針を決定しました。

売却にあたっては、宿泊施設としての継続に加え、区民優遇料金等の設定を条件とした公募型プロポーザルの方法により買受事業者を公募し、選定しました。

3月の区議会で、関連議案の議決を経て、施設の売却が決定しました。

本日20日に株式会社フォレスト(神奈川県足柄下郡湯河原町城堀207)と契約を締結し、午後2時に、『湯の里「杉菜」区民優遇措置等に関する協定』の締結を行いました。

協定の内容については、協定期間は平成31年3月31日までの5年間で、利用料金は区民以外の一般料金が平日・大人1泊9800円なのに対し、区民一般7000円、高齢者等の区民は6000円と、区民にリーズナブルな料金設定となっています。また、優先予約期間及び優先枠を設け、利用日の6か月前から3か月前まで全客室数の2分の1を杉並区民の利用に供するために確保することになりました。



協定書の締結を終え、田中区長は「多くの区民に愛されてきた宿泊施設を手放すことになりましたが、協定によって区民へのサービスが約束されて安心しました。」とあいさつしました。

【問い合わせ先】

区民生活部管理課 03-3312-2111 内線 3751

総務部広報課：03-3312-2111